

通所介護重要事項説明書

1. 事業所の概要

事業所名	デイサービスひなた	
所在地	高知県高岡郡四万十町古市町4番30号	
事業者指定番号	第3972501286号	
管理者	中間 恵美子	
連絡先	デイサービスひなた TEL. 0880-22-1233 (代表) 0880-22-1206 (直通)	
サービス提供地域	四万十町、黒潮町、中土佐町	
営業日	月～金曜日 (土曜日、日曜日、年末年始12/31～1/3は休業) ※台風・記念行事等により休日等となる場合があります	
営業時間	9:00～17:00	
サービス提供時間	9:30～15:45	
利用定員	25名/日	
職員体制	管理者	1名以上 (兼務)
	機能訓練指導員	1名以上
	看護職員 (看護師または准看護師)	1名以上 (兼務)
	介護職員	3名以上
	生活相談員	1名以上
	合計	6名以上

管理者：事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。(従業者と兼務)

機能訓練指導員：日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

看護職員：健康状態の確認及び介護を行う。(兼務)

介護職員：利用者の心身の状況に応じ、必要な介護を行う。

生活相談員：利用の申し込みに係る調整、利用者の生活の向上を図るため適切な相談・援助を行い、また他の従業者と協力して通所介護等計画の作成等を行う。

2. サービス内容

- ・体力や機能の低下を防ぐために必要な訓練及び日常生活に必要な基本動作を獲得するための訓練を行い、重症化の予防、介護負担の軽減、健康増進や維持向上を目指します。利用者が生きがいのある、快適で豊かな日常生活を送るために必要な支援及びサービスを提供します。
 - ①機能訓練
 - ②体操
 - ③行事活動
 - ④グループワーク
 - ⑤レクリエーション
 - ⑥休養、養護
- ・日常生活動作の程度によって、身体の介護に関する必要な支援及びサービスを提供します。
 - ①排せつの介助
 - ②移動、移乗の介助
 - ③その他必要な身体の介護
- ・家庭における入浴が困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供します。
 - ①衣類の着脱の介助
 - ②身体の清拭、洗髪、洗身
 - ③その他必要な入浴の介助
- ・食事を希望する利用者に対して、必要な食事サービスを提供します。
 - ①準備、後始末の介助
 - ②食事摂取の介助
 - ③その他必要な食事の介助
- ・送迎を必要とする利用者に対して、必要な支援及びサービスを提供します。
 - ①移動、移乗動作の介助
 - ②送迎
- ・利用者及びその家族の日常生活における身上、介護等に関する相談及び助言を行います。
 - ①生活、身上、介護に関する相談、助言
 - ②住宅改良に関する相談、助言
 - ③その他必要な相談、助言

3. サービス利用料及び利用者負担

介護保険からの給付サービスを利用する場合の利用者負担金は、介護保険負担割合証に記載されている割合になります。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。
 ※介護保険負担割合証の利用者負担割合が2割の方は【利用料金】におけるその月の合算金額がほぼ2倍、3割の方はほぼ3倍になります。

【利用料金】 ※1割負担の場合

	基本料金			
	3時間以上4時間未満	4時間以上5時間未満	5時間以上6時間未満	6時間以上7時間未満
要介護1	370円	388円	570円	584円
要介護2	423円	444円	673円	689円
要介護3	479円	502円	777円	796円
要介護4	533円	560円	880円	901円
要介護5	588円	617円	984円	1,008円

・加算

入浴介助加算	(I)	40円/日
生活機能向上連携加算	(II) 1	200円/月
	(II) 2	100円/月 個別機能訓練を算定している場合
個別機能訓練加算	(I)イ	56円/日
口腔・栄養スクリーニング加算	(I)	20円/回 6月に1回を限度とする
科学的介護推進体制加算		40円/月
介護職員等処遇改善加算	(II)	所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数で算定 9.0%

・減算

送迎を実施していない場合	-47円/片道
同一建物居住利用者	-94円/日

【介護保険給付対象外サービス】

種 類	内 容	利用料金
食事の提供	利用者の希望により	昼食 530 円／日 おやつ 102 円／日
教養娯楽費	クラブ活動やレクリエーション等に係る費用。利用者の希望により参加される場合、利用回数に応じて徴収	100 円／回
日用品費	利用者の希望により（石けん、シャンプー、リンス等）	50 円／日
オムツ	利用者の希望により、事業所のオムツを使用される場合。 （尿取りパッド、紙オムツ、紙パンツ）	実費

・支払い方法

利用者負担金は、毎月 10 日までに請求しますので、7 日以内に下記のいずれかの方法でお支払い下さい。

- | |
|---|
| 1. 窓口で現金支払い
2. 銀行振込 高知銀行 窪川支店 普通預金 3010420 |
|---|

※居宅サービス計画を作成しないときなど、市町村から直接利用料が支払われてない場合は、一旦利用料（10割）をいただき、サービス提供証明書を発行します。サービス提供証明書を後日お住いの町役場の窓口に出すと、全額払い戻しを受けることができます。

4. キャンセル

利用者がサービス利用をキャンセルする場合は、すみやかに次の連絡先までご連絡ください。

連絡先（電話）0880-22-1233 又は 0880-22-1206

5. 当事業所の目的

医療法人高幡会が設置するデイサービスひなた（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護の事業（以下「事業」という。）及び指定介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を別途定め、事業所の生活相談員及び看護職員、介護職員、機能訓練指導員（以下「従業者」という。）が、要介護状態又は要支援状態、事業対象者にある高齢者等に対し、適正な事業又は総合事業を提供することを目的とする。

6. 当事業所の運営方針

- (1) 要介護状態等の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。
- (2) 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供に努めるものとする。
- (3) 通所介護の提供に当たっては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、計画的に行う。
- (4) 常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。

7. 事故発生時の対応

- (1) 利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に対して連絡を行う等必要な措置を講じる。
- (2) 前項の事故の状況及び事故に際してとった処置を記録する。
- (3) サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

8. サービスの利用に当たっての留意事項

- (1) 利用者が事業の提供を受けようとするときは、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けられるよう留意する。
- (2) 事業所利用中の食事は、特段の事情がない限り事業所の提供する食事を摂取していただくこととする。食費は利用料の項に規定されるものであるが、同時に、事業所は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事の内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。
- (3) 敷地内禁煙。
- (4) 所持品、備品等の持ち込みは、必ず名前を記入していただくこととする。
- (5) サービスの利用時の医療機関での受診は、緊急時の場合のみ、主治医に連絡をすることとする。
- (6) 宗教活動、ペットの持ち込みは、禁止する。
- (7) 利用者の「営利活動、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止する。
- (8) 他利用者への迷惑行為は禁止する。

9. 緊急時における対応方法

- (1) 従業者は、事業を実施中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告を行う。

1 0. 非常災害・感染症対策

- (1) 非常災害（火災、風水害、地震等）時に適切に対応するため、非常災害対策に関する具体的な計画を定めるとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練（年5回以上）を行う。
- (2) 訓練の実施に当たっては地域住民の参加が得られるよう連携に努める。
- (3) 火災通報装置（ECF119-AT）を設置し火災発生時には速やかに消防機関に通報される体制をとる。
- (4) 感染症の予防及びまん延の防止の為の対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催し、結果について従業者に周知徹底を図る。
- (5) 感染症の予防及びまん延の防止の為の指針を整備し、研修及び訓練を定期的実施する。

1 1. 虐待防止に関する事項

- (1) 当事業所は、虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置を活用して行うことが出来るものとする）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備を講じる。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施すると共に、適切に実施するための担当者を設置する。

1 2. 身体拘束に関する事項

- (1) 当事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。
- (2) やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

1 3. その他運営についての留意事項

- (1) 当事業所は従業員等の質的向上を図るための研修の機会（採用時研修、継続研修（年2回））を設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- (2) 介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させる為に必要な措置を講じる。

1 4. 地域との連携等

- (1) 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。
- (2) 利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

1 5. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

- (1) 無し

16. 相談窓口、苦情対応

- (1) 当事業所は利用者及び家族からの相談や苦情に迅速かつ適切に対応するため下記窓口を設置する。

当事業所お客様相談窓口	電話番号	0880-22-1233 (代表) 0880-22-1206
	FAX番号	0880-22-1250
	対応部署	デイサービスひなた 古津 明美
	対応時間	9:00 ~ 17:00

- (2) 相談や苦情があった場合相談窓口（対応職員が不在の場合は代理の者）で「ご意見（意見、苦情、お褒め）受付票」使用し聞き取りを行い記録する。
- (3) 管理者は受付票に記載された相談や苦情に関する事実を確認し、速やかに法人本部へ報告を行う。また、必要に応じ公的機関等の助言を受ける。
- (4) 管理者は把握した状況を従業者と共に検討し、適切な対応策を決定、実施し、利用者に対して適切な解決策を提供する。

公的機関においても、次の機関に対して苦情の申し立てができます。

四万十町介護保険相談窓口	所在地	高岡郡四万十町琴平町16-17
	電話番号	0880-22-3385・3900
	FAX番号	0880-22-0361
	対応時間	8:30~17:15 (昼休み12:00~13:00除) ※土・日・祝日及び年末年始(12月29日~1月3日)を除く
高知県国民健康保険団体連合会(国保連)	所在地	高知市丸ノ内2-6-5
	電話番号	088-820-8410・8411
	FAX番号	088-820-8413
	対応時間	9:00~12:00 13:00~16:00 ※土・日・祝日及び年末年始(12月29日~1月3日)を除く

※ 尚、上記以外は各市町村窓口にお問い合わせください。

17. 当法人の概要

法人種別	医療法人 高幡会
代表者氏名	理事長 大西 利栄子
所在地 電話	高知県高岡郡四万十町古市町6番12号 0880-22-1191 (代表)

【説明確認欄】

令和 年 月 日

居宅サービス契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明しました。

事業者 高知県高岡郡四万十町古市町4番30号
医療法人 高幡会
デイサービスひなた

説明者 ㊞

居宅サービス契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受け同意しました。

利用者 住所
氏名 ㊞

署名代行者（又は法定代理人） 住所
氏名 ㊞

本人との続柄